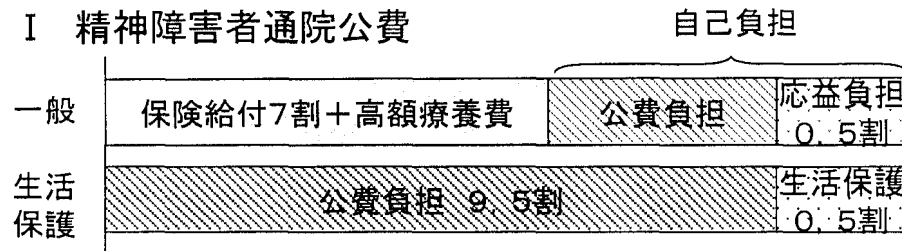


障害に係る公費負担医療制度の現状
－費用推計－

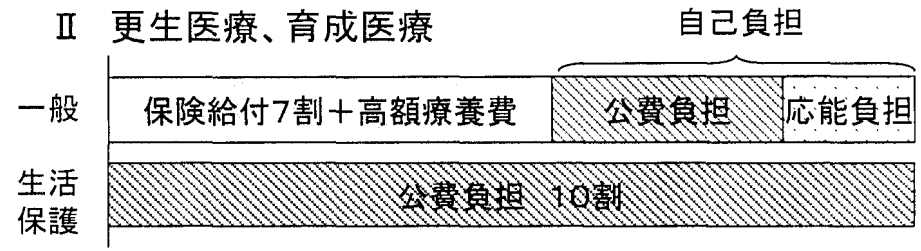
公費負担医療制度の現状

1 制度上の財源構成

I 精神障害者通院公費



II 更生医療、育成医療

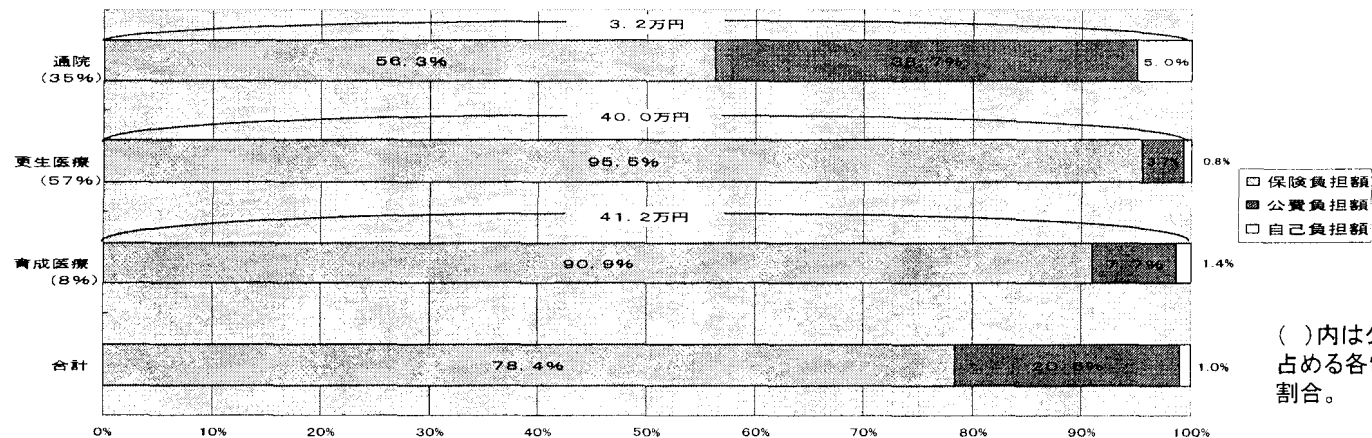


2 利用者負担

	生活保護	市町村民税非課税	一般	一定以上所得者
精神通院公費	医療費の5%	医療費の5%	医療費の5%	医療費の5%
更生医療	0円	0円	4,500~44,000円 (2,250~22,000円)	44,000円~ (22,000円~)
育成医療	0円	2,200円 (1,100円)	4,500~44,000円 (2,250~22,000円)	44,000円~ (22,000円~)
医療保険負担上限 <多数該当>	35,400円 <24,600円>		72,300円+医療費1% <40,200円>	139,800円+医療費1% <77,700円>

※多数該当とは、同一世帯で直近12か月に高額療養費の支給月額が3か月以上ある場合、4か月目から自己負担上限が軽減されるもの。

3 公費負担医療の財源構成(入院、通院)



()内は公費負担医療に占める各制度の医療費の割合。

各制度の利用者負担の比較 (公費負担医療等)

区分		精神障害者通院公費 (平成15年度 月平均受診者数; 約76万人)		更生医療 (平成15年度受給者; 約83万人)		育成医療 (平成15年度受給者; 約5万人)		健康保険制度	老人保健制度	
		金額(円)	分布 (%)※1	金額(円) (下線は通院の場合)	分布 (%)	金額(円) (下線は通院の場合)	分布 (%)	2割又は3割 (数字は上限額) +食費の標準負担額	1割又は2割(数字は上限額) +食費の標準負担額	
生活保護受給等			24.9			0	0.5		15,000+ 300×入院日数	15
市町村民税 非課税	世帯非課税		63.3	0	33.9	2,200 (1,100)	10.0	35,400 (24,600) +	24,600+	16
	本人非課税							500(650)×入院日数※2	500(650)×入院日数※2	
所得税 非課税	市町村民税のうち 均等割のみ課税	医療費 の5% (月額負 担は医 療保 険 で対 応)	11.8	4,500 (2,250)	10.4	4,500 (2,250)	5.9	72,300 +	40,200 +	57
	市町村民税のうち 所得割課税			5,800 (2,900)	5.2	5,800 (2,900)	7.0	医療費1% (※3) +	780×入院日数	課税所得124万以上
課税	6,900 (3,450) }			50.5	6,900 (3,450) }	76.5	780×入院日数 (40,200)	72,300 +	780×入院日数	72,300 +
				全額		全額		月収56万以上 139,800 +	医療費1% (※3) +	
								780×入院日数(77,700)	780×入院日数 (40,200)	
実効負担率 (平成15年度)		5%		0.8%(食費込・H14)		13.5% (食費込・H15)		20.6% (食費込・H13) ※4	8.7% (食費込・H14) ※4	

※1 平成14年患者調査、平成14年度精神障害者社会復帰サービスニーズ等調査をもとに精神保健福祉課にて推計。

※2 500円は直近1年間の入院期間が90日間超の場合であり、650円は直近1年間の入院期間が90日以下の場合である。

※3 医療費の1%については、制度別等に医療費から一定額を控除して計算。(老人保健制度 361,500円、健康保険制度 241,000円又は466,000円)

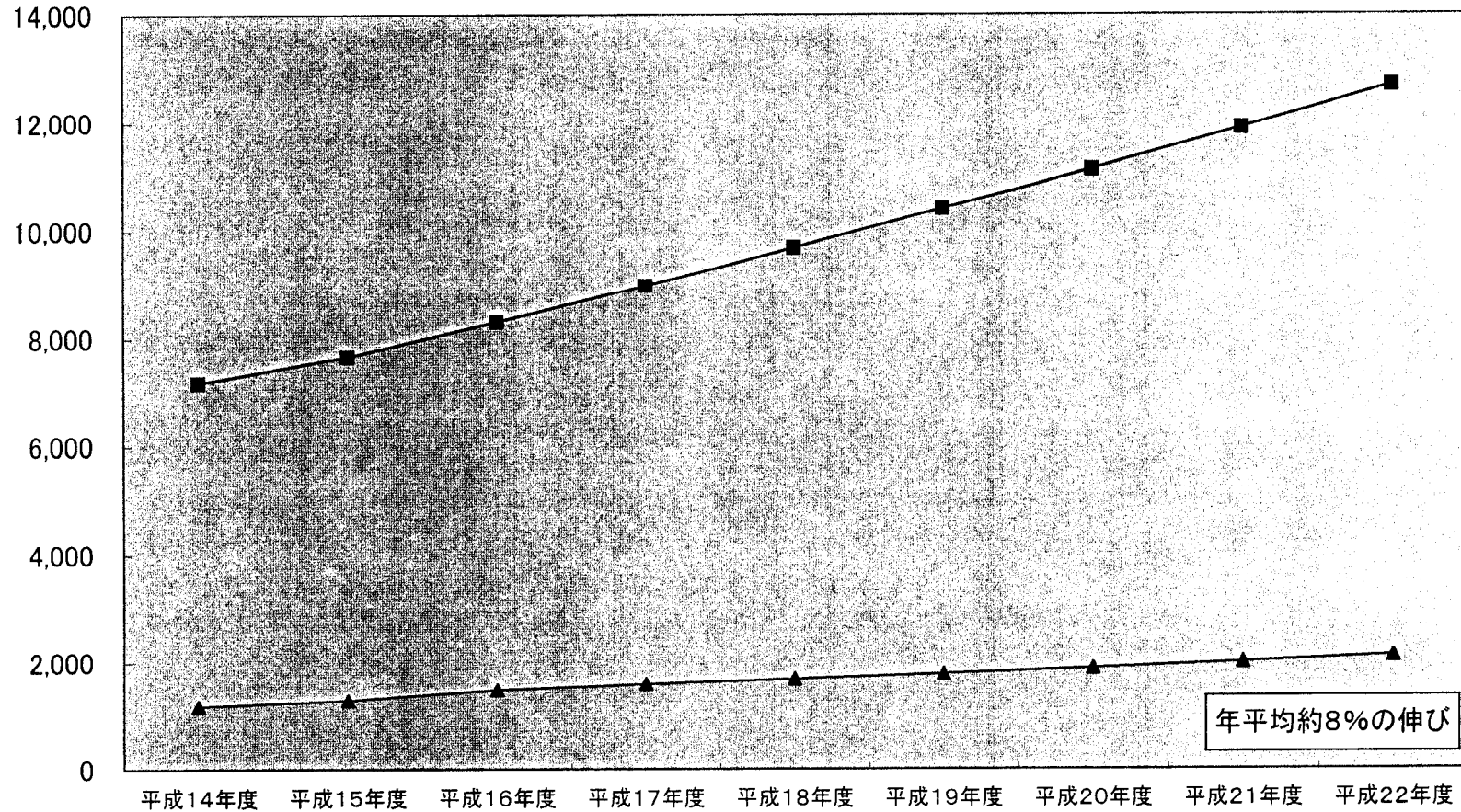
※4 老人保健制度においては平成14年10月より負担上限を引き上げ、健康保険制度においては平成15年度より窓口負担を2割から3割に引き上げた。

公費負担医療に係る総医療費、公費の推計(平成22年度まで)

■ 総医療費 ▲ 公費負担額(国+地方)

(億円)

8年間で約1.8倍



公費負担医療推計の前提

	対象人数 (直近の人数の伸びを基に推計)		一人当たり医療費の伸び率 (直近の伸びを基に推計)
	平成14年	平成22年	
精神通院公費負担医療	約70万人	約115万人 (年平均約6%増)	年平均 △1%
更生医療	約98万人	約195万人 (年平均約9%増)	年平均 +1%
育成医療	約14万人	約15万人 (年平均約1%増)	年平均 +1%